

「石川県飲酒運転の根絶に関する条例（仮称）案」
 に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和5年2月3日（金）～2月14日（火）
2. 寄せられたご意見 5件（2通）

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
「基本理念」		
1	基本理念に、アルコール依存症の人への周囲からの支援、医療的支援の必要性も加えるべきでは。	飲酒運転の根絶は、社会全体で取り組むこととしており、ご指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。
「責務」		
2	飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する診察等の受診とその報告義務を課すべきでは。	飲酒運転の再発を防止するための教育を盛込むこととしており、ご指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	県の責務として、アルコール依存症に関する診断・治療のできる医療機関の情報提供も明記すべきでは。	県は、総合的な施策を実施することとしており、ご指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。
「通報」		
4	非常に面白い制度と思うが、あっても使わない、使えない制度とならないか。	ご指摘の点については、関係機関と連携して取り組んでまいります。
「飲酒運転に関する情報提供、根絶に向けた啓発」		
5	飲酒運転者やその家族に対するアルコール依存症治療のできる医療機関の情報提供も条例に明記し、実施すべきでは。 また、「違反運転者への診療マニュアル」を作成し、県内の医療機関に情報提供することも施策に取り入れるべきでは。	ご指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。